

留守家庭児童育成室運営業務委託

共通仕様書

募集要領

変更前・変更後 対照表

- 変更前 … 前回（平成 29 年 4 月から運営業務開始分）の共通仕様書、募集要領
- 変更後 … 今回（平成 30 年 4 月から運営業務開始分）の共通仕様書（案）、募集要領（案）

※ 年月日のみの修正や、留守家庭児童育成室名の修正のみの場合については、記載しておりません。

変更前	変更案
<p>【P1】</p> <p>2 規模 小学校の普通教室2室分相当、入室児童数に応じて1室ないし2室運営となる。</p> <p>5 対象児童及び定員 (1) 対象となる児童 … 略 … また、対象学年は平成30年度から5年生まで、平成31年度からは6年生まで拡大する可能性があること。</p> <p>【P2】</p> <p>(2) 児童の定員 …2室で80人とする。ただし、80人を超える利用申請がある場合は、…</p> <p>6 業務実施に関する基本的な事項 (1) … 略 … (「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日厚生労働省策定)の内容を十分に理解したうえで、業務にあたること。)</p> <p>【P3】</p> <p>9 指導員の配置等 (1) 指導員の配置 … 略 …</p>	<p>【P1】</p> <p>2 規模 小学校の普通教室2室分から<u>3もしくは4室分相当</u>、入室児童数に応じて<u>2室から3もしくは4室運営</u>となる。</p> <p>5 対象児童及び定員 (1) 対象となる児童 … 略 … <u>また、対象学年を6年生まで拡大する可能性がある。</u></p> <p>【P2】</p> <p>(2) 児童の定員 …<u>ただし待機児童を生じる恐れがある場合は、…</u></p> <p>6 業務実施に関する基本的な事項 (1) … 略 … (「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日厚生労働省策定)、<u>「放課後児童クラブ運営指針解説書(平成29年3月31日厚生労働省発出)」</u>の内容を十分に理解したうえで、業務にあたること。)</p> <p>【P3】</p> <p>9 指導員の配置等 (1) 指導員の配置 … 略 … <u>指導員の配置については、担任制を採用し、入室児童と安定的に、かつ継続的な関わりが持てる体制を整えること。</u></p>

【P3】

(3) その他

留守家庭児童育成室の安定的な運営のため、指導員の安定的・継続的な雇用に努めること。

また、指導員に対し適切に研修を行い、必要に応じて、市が実施する研修会についても活用すること。

【P6】

1 1 引継ぎ保育等

(1) 引継ぎ保育等

ア 受託者は平成28年度中に、運営業務が円滑に実施可能となるように、市と協議の上、各種の引継ぎを実施すること。

イ 平成29年3月には、実地において、配置予定の指導員による、児童との信頼関係構築等を主眼においた引継ぎ保育を行うこと。特に、配慮を要する児童等の引継ぎについては、保護者とも意見交換を行う等、丁寧に行うこと。

ウ 実地における、引き継ぎ保育については延べ10日以上行うこと。特に、配慮を要する児童等については、日数を増やして対応する等、平成29年4月からの保育が適切に行えるように留意すること。

(2) 保護者との打ち合わせ

受託者は保護者への運営方針等の説明や保育の打合せ等を丁寧に行うこと。

【P3】

(3) その他

ア 留守家庭児童育成室の安定的な運営のため、指導員の安定的・継続的な雇用に努めること。

イ 指導員に対する研修を適切に実施し、必要に応じて、市が主催する研修会についても活用すること。

ウ 本業務の性質上、未成年者に対する性犯罪歴のある者は配置しないこと。

【P6】

1 1 引継ぎ保育等

(1) 引継ぎ保育

ア 委託事業者決定後、受託者は、平成30年4月からの運営業務が円滑に実施可能となるように、市と協議の上、引継ぎ保育等を実施すること。

イ 引継ぎ保育については、指導員と児童との関係づくりを主眼に置き、積極的に児童とコミュニケーションを図り、児童の性格、特徴等の把握に努めること。

特に、配慮を要する児童（障がいをもつ児童）等、環境の変化や、他者との関係づくりが苦手な児童については、1対1で保育を行う等、十分な時間をかけ、信頼関係を構築すること。また、保護者の意見や、これまでの保育記録にも留意すること。

ウ 引継ぎ保育は、平成30年4月から配置予定の指導員により行うこと。実施にあたっては、主任指導員や担任となる指導員を中心に、入室児童数や配慮を要する児童数、運営する育成室数等を考慮し、必要な指導員数、日数を確保し丁寧に行うこと。

エ 引継ぎ保育については、実施状況を、随時、市と確認しながら、上記イの内充足させられるように行うこと。

(2) 保護者との打ち合わせ

受託者は運営方針等の説明や、保育の打合せ、児童のアレルギーの把握等のため、市と合同で、保護者に対して懇談会等を開催すること。

懇談会については、内容に応じて、全体懇談や個別懇談を行い、丁寧に進めること。

【P7】

1 5 苦情等の対応

受託者は、業務の運営において保護者から苦情等を受けた場合は、誠意を持って適切な対応に努め、解決を図ること。

… 略 …

1 6 現地検査・運営の検証等

市は、事業の実施状況について、受託者に随時報告を求め、必要に応じて現地検査を行うことができるものとする。

また、受託者は市が行う保護者アンケート等の調査に協力するとともに、その結果を基に市と協議し、運営内容の向上に努めること。

【P7】

1 8 委託料の支払い

(3) … 略 … 支払いについては、委託料総額を契約期間の月数で均等に分割し、

… 略 …

【P8】

2 0 契約の解除

(1) 受託者が、市が求める報告を行わないとき、現地検査又は必要な指示に従わないとき。

【P7】

1 5 苦情等の対応

受託者は、業務の運営において保護者から苦情等を受けた場合、または市に苦情が寄せられた場合は、必要に応じて市と協議を行い、誠意を持って適切な対応に努め、解決を図ること。

… 略 …

1 6 現地検査・運営の検証、改善等

(1) 市は、事業の実施状況について、受託者に随時報告を求め、必要に応じて現地検査を行うことができるものとする。

また、受託者は市が行う保護者アンケート等の調査に協力するとともに、その結果を基に市と協議し、運営内容の向上に努めること。

(2) 市が、受託者の運営内容において、仕様書等に照らして不備があると判断した場合は、市は受託者に対し、随時、運営内容の改善を求め、受託者はそれに応じなければならないものとする。

【P8】

1 8 委託料の支払い

(3) … 略 … 支払いについては、委託料総額を契約期間の月数で均等に分割し、引

継ぎ保育に係る委託料を除いた、… 略 …

引継ぎ保育にかかる委託料については、引継ぎ保育完了後、受託者からの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

【P8】

2 0 契約の解除

(1) 受託者が、市が求める報告を行わないとき、現地検査又は改善要求等、必要な指示に従わないとき。

【P10】

(別表1)

項目	内容	事業者	市
苦情や要望への対応	業務の運営において寄せられるもの	○	
引継ぎ	事業者が変更となる場合	○	

【P11】

(別表3)

項目	内容	事業者	市
引継ぎ	引継ぎ保育に要する費用	協議事項	
	事業者変更による引継ぎ	○	

【P10】

(別表1)

項目	内容	事業者	市
苦情や要望への対応	業務の運営において寄せられるもの	○	○
引継ぎ	事業者が変更となる場合	○	○

【P11】

(別表3)

項目	内容	事業者	市
引継ぎ	引継ぎ保育に要する費用	○	○
	事業者変更による引継ぎ	○	○

変更前	変更案
<p>【P1】</p> <p>2 業務概要</p> <p>(1) 業務名称及び業務の場所</p> <p>※上記の①から⑥までは個別の業務である。</p> <p>ただし、複数の業務に1事業者が応募することは可能である。</p> <p>【P2】</p> <p>(3) 引継保育</p> <p>平成29年3月中に、事業者は当該留守家庭児童育成室において、市と協議のうえ引継保育を実施する。</p> <p>引継保育に要する市の負担は本要領の5（3）の額を上限とする。</p> <p>4 参加（応募）資格要件</p> <p>次に定める条件を全て満たす社会福祉法人、学校法人に限る。</p> <p>(1) 基本条件</p> <p>ア 本事業は小学生を対象としていることから、児童の保育又は教育の分野において事業の運営実績があること。</p> <p>イ 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。</p> <p>ウ 当該留守家庭児童育成室から概ね1時間の範囲内に業務の責任者が属する事業所を有していること。</p> <p>(2) 必要な資格</p> <p>ア 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。</p>	<p>【P1】</p> <p>2 業務概要</p> <p>(1) 業務名称及び業務の場所</p> <p>※上記の①から⑤までは個別の業務である。</p> <p>※ <u>複数の業務に1事業者が応募することは可能であるが、一部の業務しか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することはできない。</u></p> <p>※ <u>応募に際しては、応募する留守家庭児童育成室を見学する等、各留守家庭児童育成室の児童数や運営教室数等の状況を把握しておくこと。</u></p> <p>【P2】</p> <p>(3) 引継ぎ保育</p> <p><u>委託事業者決定後、事業者は当該留守家庭児童育成室において、市と協議のうえ引継保育を実施する。</u></p> <p><u>仕様書に定める引継ぎ保育の内容に留意し、4月からの運営業務開始に支障を来さないよう万全を期すこと。</u></p> <p><u>なお、引継ぎ保育に要する市の負担は本要領の5（3）の額を上限とする。</u></p> <p>4 参加（応募）資格要件</p> <p><u>次の（1）から（4）のすべてを満たしていること。</u></p> <p><u>(1) 事業者の要件</u></p> <p><u>ア 法人であること。</u></p> <p><u>イ 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>(2) 次のいずれかの事業の運営実績を有すること</u></p> <p><u>ア 児童の保育又は教育の分野に係る事業</u> <u>（保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、等）</u></p> <p><u>イ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業</u> <u>（児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業、等）</u></p> <p><u>ウ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業</u> <u>（青少年活動団体、等）</u></p>

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ウ 過去 5 年間に、労働基準法（昭和 22 年法律第 46 号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員でないこと。
- オ 吹田市不当要求行為等に関する要領に規定する不当要求行為等を行ったことがないこと。

【P3】

5 委託料（見積上限額）

(1) 基本となる委託料の上限額

- ア … 略 …
- イ … 略 …
- ウ … 略 …

(3) 打ち合わせ、緊急体制

法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打ち合わせや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

(4) その他

- ア 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ウ 過去 5 年間に、労働基準法（昭和 22 年法律第 46 号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員でないこと。
- オ 吹田市不当要求行為等に関する要領に規定する不当要求行為等を行ったことがないこと。

【P3～4】

5 委託料（見積上限額）

(1) 基本となる委託料の上限額

ア 平成 3 0 年度当初、運営すべき教室数が 2 室運営を予定する業務

①「佐井寺留守家庭児童育成室運営業務」 50,040,000円（非課税）

②「山五留守家庭児童育成室運営業務」 50,040,000円（非課税）

—各内訳—

平成 3 0 年度 16,680,000円

平成 3 1 年度 16,680,000円

平成 3 2 年度 16,680,000円

合計 50,040,000円

イ 平成 3 0 年度当初、運営すべき教室数が 3 室運営を予定するもの

③「北山田留守家庭児童育成室運営業務」 74,430,000円（非課税）

④「藤白台留守家庭児童育成室運営業務」 74,430,000円（非課税）

【P4】

6 選考方法

(1) 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【一次審査用】」（別紙）を基に総合的に評価して得点化し、選定会議構成員の全員から60点以上の採点を獲得しており、かつ全評価項目において誰からも「劣っている」の評価を受けていない応募者を一次審査通過事業者とする。

—各内訳—

平成30年度 24,810,000円

平成31年度 24,810,000円

平成32年度 24,810,000円

合計 74,430,000円

ウ 平成30年度当初、運営すべき教室数が4室運営を予定するもの

⑤「桃山台留守家庭児童育成室運営業務」100,080,000円（非課税）

—各内訳—

平成30年度 33,360,000円

平成31年度 33,360,000円

平成32年度 33,360,000円

合計 100,080,000円

【P5】

6 選考方法

(1) 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【一次審査用】」（別紙）を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計の60点以上の採点を獲得した応募者を一次審査通過事業者とする。

【P5】

6 選考方法

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定会議は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【二次審査用】」を基に総合的に判断して得点化し、選定会議構成員の全員から60点以上の採点を獲得しており、かつ評価項目2『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び7『指導員体制について』において誰からも「やや劣っている」以下の評価を受けておらず、その他の評価項目においては誰からも「劣っている」の評価を受けていない応募者の内、全構成員の採点合計が最上位の事業者を最優秀提案者として選考する。最上位の事業者が2者以上あるときは（同点の場合）、当該事業者の内、一次審査における採点合計が最も高い事業者を選考する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

【P20】

別紙

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準

1【一次審査用】

評価項目	審査基準	配点
8 指導員合体制について	○児童に関する知識や経験を有する者が配置されるか ○安定して継続的に配置できるか	10

【P21】

2【二次審査用】

評価項目	審査基準	配点
8 職員体制について	○児童に関する知識や経験を有する者が配置されるか ○安定して継続的に配置できるか	15

【P5】

6 選考方法

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【二次審査用】」を基に総合的に判断して得点化し、の出席委員の半数以上から配点合計の60点以上の採点を獲得しており、かつ評価項目2『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び7『指導員体制について』において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けておらず、その他の評価項目においては、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない応募者の内、出席委員の採点合計が最上位の事業者を最優秀提案者として選考する。

最上位の事業者が2者以上あるときは（同点の場合）、当該事業者の内、一次審査における採点合計が最も高い事業者を選考する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

【P20】

別紙

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準

1【一次審査用】

評価項目	審査基準	配点
8 指導員合体制について	○児童に関する知識や経験を有する者が配置されるか ○安定して継続的に配置できるか	5 5

【P21】

2【二次審査用】

評価項目	審査基準	配点
7 職員体制について	○児童に関する知識や経験を有する者が配置されるか ○安定して継続的に配置できるか	5 10

【P2 2】

4 1次審査（書類審査）

<前掲のとおり>

5 2次審査（プレゼンテーション）

<前掲のとおり>

【P2 2】

4 1次審査（書類審査）

<前掲のとおり>

5 2次審査（プレゼンテーション）

<前掲のとおり>

